

静岡県青少年指導者級別認定

実 施 要 綱

静岡県教育委員会

静岡県青少年指導者級別認定実施要綱

	昭和47.	1.	31
改正	昭和48.	5.	28
改正	昭和50.	4.	26
改正	昭和53.	4.	7
改正	昭和54.	6.	1
改正	昭和55.	1.	5
改正	昭和56.	4.	1
改正	平成5.	9.	5
改正	平成6.	4.	1
改正	平成7.	3.	1
改正	平成10.	3.	2
改正	平成12.	3.	3
改正	平成13.	3.	23
改正	平成18.	6.	15
改正	平成20.	3.	17
改正	平成25.	3.	19
改正	平成27.	3.	16
改正	平成27.	5.	23
改正	平成28.	3.	17
改正	令和2.	3.	18

1 趣旨

県教育委員会は、青少年指導者としての資質や専門的な能力を高めようとする者に対して、研さんの機会を提供し、その実績に基づき級位を認定し、青少年指導者を養成することにより、青少年の健全育成に寄与する。

2 級位の定義

級位は、初級・中級・上級とし、各級位の青少年指導者の水準は以下のとおりとする。

(1) 初級

青少年指導者に必要な基本的知識や技能を習得し、青少年活動を継続しながら、指導者としての資質や能力を高めることができる。

(2) 中級

青少年指導者として、事業参加者への指導・支援をするために必要な知識や技能を身に付け、事業主催者のスタッフとして主体的に活動することができる。

(3) 上級

青少年指導者として、自ら多様な活動の企画や運営ができる専門的知識や技能を有し、地域における青少年活動の活性化や青少年指導者の育成に貢献することができる。

3 級位認定の基準

次の各号に掲げる級位について、当該各号に定める基準を満たした者に級位を与える。

なお、中級及び上級の級位認定に係る研修や活動の時数又は日数は、複数年度に渡った実績でもよい。

(1) 初級

次の要件を満たす12歳以上の者。

ア 静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という）が認定する初級青少年指導者養成事業を修了している。

(2) 中級

次の要件のうち、いずれかを満たす中学校を卒業している15歳以上の者。

ア 初級青少年指導者の認定を受けており、かつ、県教育委員会が認定する中級青少年指導者養成事業を修了している。

イ 初級青少年指導者の認定を受けていない者で、県教育委員会が認定する中級青少年指導者養成事業を修了し、その研修時間が60時間を超えている。

ウ 初級青少年指導者の認定を受けていない者で、県教育委員会が認定する中級青少年指導者養成事業を修了し、かつ、その研修時間と市町・青少年教育施設・青少年団体等が主催する事業における活動時間との合計が、60時間を超えている。

(3) 上級

静岡県青少年中級指導者の認定を受けており、次の要件のすべてを満たす者。

ア 県教育委員会が主催する上級取得研修会に参加している。

イ 県教育委員会が認定する上級青少年指導者養成事業で15日以上の研修を修了している。

ウ 中級青少年指導者の認定を受けた後、市町、青少年教育施設、青少年団体等が主催する事業において、指導的立場で14日以上活動実績を有する。

エ 上級青少年指導者養成事業で15日以上の研修及び指導的立場で14日以上活動は、青

少年を対象とした事業実施のほか、事業計画、事業検証、事故防止のための下見等の事業実施に向けて指導的立場で活動したのものも含めることができる。

4 静岡県青少年指導者養成事業の認定基準

県教育委員会が認定する初級、中級、上級青少年指導者養成事業の基準は、別表1「『静岡県青少年指導者養成事業』認定基準」のとおりとする。

5 事業の申請、認定等

(1) 申請

静岡県内の市町及び団体が、その主催する事業について静岡県青少年指導者養成事業として認定を希望するときは、「認定申請書」（様式第1号）を県教育委員会へ提出する。

(2) 認定

県教育委員会は、提出された認定申請書を、別表1「『静岡県青少年指導者養成事業』認定基準」に基づき、審査する。研修内容及び研修時間数が適当と認められる場合は、申請された事業を静岡県青少年指導者養成事業として認定し、「静岡県青少年指導者養成事業認定通知書」（様式第2号）により通知する。

(3) 実施報告

認定を受けた事業の主催者（以下「事業主催者」という）は、「実施報告書」（様式第3号）を、事業終了後1か月以内に県教育委員会に提出する。

なお、初級青少年指導者養成事業にあつては、「初級青少年指導者養成事業修了者名簿」（様式第5号-1）、中級及び上級青少年指導者養成事業にあつては、「中・上級青少年指導者養成事業修了者名簿」（様式第5号-2）を添付する。

(4) 修了証の交付

中級及び上級青少年指導者養成事業においては、事業主催者から修了者に対し、「修了証」（様式第6号）を交付する。

6 級位の認定

(1) 初級

県教育委員会が認定する初級青少年指導者養成事業を修了した者に、事業主催者から「静岡県青少年指導者認定証」（様式第4号）（以下「認定証」という）を交付することで認定する。

(2) 中級

ア 第3項(2)ア及びイによる認定

県教育委員会が、事業主催者から提出された「実施報告書」（様式第3号）及び「中級青少年指導者養成事業修了者名簿」（様式第5号-2）の内容を確認し、適当と認められる者に、認定証を交付することで認定する。

イ 第3項(2)ウによる認定

(ア) 認定を希望する者は、「中級青少年指導者認定申請書」（様式第9号）及び「中級取得記録簿」（様式第7号）を県教育委員会へ提出する。

(イ) 県教育委員会は、その内容を確認し、適当と認められる者に、認定証を交付することで認定する。

(3) 上級

ア 認定を希望する者は、「上級青少年指導者認定申請書」（様式第9号）及び「上級取得記録簿」（様式第8号）を県教育委員会へ提出する。

イ 県教育委員会は、その内容を確認し、適当と認められる者に、認定証を交付することで認定する。

7 認定者の登録、活用、情報提供等

(1) 県教育委員会は、中級及び上級指導者として認定した者（以下「認定者」という）を「静岡県青少年指導者名簿」（様式第11号）に登録する。

(2) 県教育委員会は、市町教育委員会及び市町部局担当部署に対して、「静岡県青少年指導者名簿」を提供し、登録されている中級及び上級認定者に対して、活動の機会の確保や青少年活動に係る情報提供を行うよう依頼する。

(3) 事業主催者は、その後の主催事業において、認定者を積極的に活用するよう努める。

8 その他

(1) 認定証の再交付

認定者は、認定証を破損、若しくは紛失したときは、「静岡県青少年指導者認定証再交付申請書」（様式第12号）により再交付を申請することができる。

(2) 認定者は、認定証、IDカード、静岡県青少年指導者章を他人に譲渡又は貸与してはならない。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 「静岡県青少年指導者養成事業」認定基準

事業	認定に必要な研修	研修内容の例	必要研修時間
初級	下記の内容を3項目以上含む事業		20 時間以上
	(1) 青少年活動の意義を理解する研修	参加している活動の目的、事業主催者の活動目的について等	
	(2) 青少年活動にかかわる指導者としての心構えを理解する研修	リーダーとしての役割や在り方、グループ編成について等	
	(3) 青少年活動の円滑な運営の在り方を理解するための研修	活動プログラムの流れや組み方について等	
	(4) 青少年活動における基本的な知識と技能を体験し、その内容を理解するための研修	青少年活動の実践（野外活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動、その他青少年活動）	
(5) 青少年活動における安全対策の在り方を理解するための研修	青少年活動における事故防止策、対処の仕方等		
中級	下記の内容を3項目以上含む事業		35 時間以上
	(1) 青少年活動の意義を理解する研修	参加する活動の青少年に与える効果、参加する青少年団体の組織と運営について等	
	(2) 青少年活動の運営にかかわる指導者としての心構えを理解する研修	リーダーとしての役割や在り方、リーダー養成、指導法講座、グループワークトレーニング等	
	(3) 青少年活動の運営を円滑に行うための研修	年間計画・イベントプログラムの立て方、チームビルディング等	
	(4) 青少年活動における基本的な知識と技能を修得するための研修	青少年活動の実践（野外活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動、その他青少年活動）、指導方法や留意点について等	
(5) 青少年活動における安全対策を理解して、緊急時に速やかに対応するための研修	青少年活動における事故防止策、対処の仕方、危険予知トレーニング等		
上級	下記の内容のすべてを含む事業		1 日
	(1) 青少年の現状を理解する研修	青少年の心と身体の発達段階、青少年を取り巻く諸問題について等	
	(2) 青少年活動の意義を考察する研修	青少年活動の目的と意義、青少年団体の組織と運営、青少年活動における留意点について等	
	(3) 青少年活動を主催する指導者としての心構えを理解する研修	生涯学習社会におけるリーダーについて、体験活動の指導法講習、指示の出し方講習等	
	(4) 青少年活動の企画及び円滑な運営方法を構築するための研修	プログラム企画立案（テーマ設定・運営方法・評価等）、人間関係構築プログラム、チームビルディング講座、広報活動に関わる講座等	
	(5) 青少年活動における専門的な知識と技能を修得するための研修	参加者の発達段階や状況に応じた青少年活動の実践と指導（野外活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動、その他青少年活動）	
(6) 青少年活動における安全対策を構築するための研修	青少年活動における安全管理講習、危険予知トレーニング、救命救急講習等		

※初級・中級・上級青少年指導者養成事業は、青少年を対象とした事業実施のほか、事前研修（計画）、事後研修（検証）、事故防止のための下見等の事業実施に向けて指導的立場で活動するものも研修と位置づけることができる。なお、研修と位置付ける場合は、事業申請をするときに、研修内容がわかる資料（要綱・募集のチラシ等）を添付する。